

坊っちゃん光 重要事項説明書

本書は、ご契約にあたり重要な事項を説明しております。
お申込みの前に、必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

1 ご契約にあたって

「坊っちゃん光」は、西日本電信電話株式会社（以下、総称してNTTといたします）の提供する光回線サービスです。

ご利用になる地域のサービス提供状況を必ずご確認の上、お申し込みください。

現在、NTT西日本で提供している「フレッツ光」をご利用されている申込者は、本サービスに契約変更（以下、「転用」といいます）ができます。

2 ご利用にあたって

本サービスはベストエフォート型のサービスです。通信速度は、お客様宅内に設置する当社回線終端装置から当社設備までの間における技術規格上の最大値であり、お客様宅内での実使用速度を示すものではありません。インターネット利用時の速度は、お客様のご利用環境や端末機器の仕様、回線の混雑状況によって大幅に低下する場合があります。

NTT西日本で光回線が敷設できなかった場合、本サービスのお申込みを取消させていただきます場合があります。

3 坊っちゃん光のサービスについて

坊っちゃん光のサービスプランは下表のとおりです。

月額利用料

区分	月額利用料（税込）
坊っちゃん光	5,720 円
坊っちゃん光（坊っちゃん電力同時加入）	5,170 円

※プロバイダサービス料金を含みます。

区分	月額利用料（税込）
坊っちゃん光電話 基本プラン	550 円
坊っちゃん光電話 A（エース）	1,650 円

4 料金のお支払いについて

お支払方法は、次の方法によるお支払いとなります。

お支払い方法

クレジットカード決済

坊っちゃん電力同時加入の場合は、電気料金とまとめてお支払いとなります。

5 役割分担

当社は、光コラボレーションモデルの実施に伴い、必要な範囲で本サービスの利用に関する契約者の情報を、NTT 又は第三者との間で相互に提供し利用できるものとします。

6 契約の成立

本サービスは、利用希望者が本約款に同意した上で、当社の別途定める手続きに従い本サービスの申し込みをし、当社が当該申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を契約者に通知するものとします。

7 契約の単位

本サービスは、1つの回線収容部または1つの利用回線ごとに、前条の契約を締結するものとします。

8 契約申し込みの承諾

当社は、本サービスの申し込みを承諾するときは、当社が適当と認める方法により申込者に通知します。

当社は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。

本サービスの申込者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者でない場合。

本サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難な時。

本サービスの申込者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

申込者が本サービス申込書に虚偽の内容を記載したとき。

当社が指定する通信機器をご利用でない場合。

過去に、当社の提供するサービスで利用資格停止又は損失を受けた場合。

過去に、当社の製品を購入又は提供するサービスの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合。

その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

9 契約の変更等

契約者は当社所定の方法により、予め届け出ることにより、本サービスの品目の変更の

請求をすることができます。

契約者は本サービス利用契約の申し込みの際、当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

契約者が契約内容の変更を申し出た場合、当社は契約者に対し、その申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

契約者による前各項の届け出がなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

10 解約について

本サービスを解約する場合は、当社指定の書面を、当社の指定する場所に届け出ていただきます。

11 当社が行う坊っちゃん光の契約解除について

当社は、次の場合には坊っちゃん光サービスの契約を解除することがあります。

料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない時。

坊っちゃん光契約者が当社と契約を締結している又は締結していたほかの坊っちゃん光サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を過ぎてもなお支払わない時。

契約者回線等に、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を、当社の承諾を得ずに接続した時。

この約款の規定に反する行為であって、坊っちゃん光サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をした時。

当社が別に定める契約者回線について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により、回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができない時。

当社は、前項の規定により坊っちゃん光サービスの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を坊っちゃん光契約者に通知します。

12 利用中止等

利用中止

保守上又は、工事上やむを得ない時。

通信利用の制限等の規定により、坊っちゃん光サービスの利用を中止する時。

利用停止

料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない時。

契約者回線等に、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を、当社の承諾を得ずに接続した時。

この約款の規定に反する行為であって、坊っちゃん光サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をした時。

当社は、前項の規定により坊っちゃん光サービスの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を、坊っちゃん光契約者に通知します。

13 通信利用の制限等

当社又はNTTは、卸サービス約款の定めるところにより、本サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の秩序の支持の為に必要な事項を内容とする通信及び公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、次の回線以外の契約者回線の利用を確保又は中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
卸サービス約款に定める新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

前各項の定めによる場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生ファイルやファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有

する通信手順を用いて行われる通信について、速度や通信量を制限することがあります。

契約者は当社に対し、前項の事由により通信制限等が制限されることによる、いかなる損害賠償も請求することはできません。

14 料金及び工事等に関する費用

当社が提供する本サービスの料金は、工事費、利用料金、手続き等に関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。

15 利用料金の支払義務

契約者は、本サービス利用契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備については、その提供を開始した日）から起算して、本サービス利用契約の解除があった日（付加機能又は端末設備については、その廃止があった日）の前日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金の支払いを要します。

利用の一時中断又は利用停止があった時でも、契約者は、その期間中の利用料金の祖祓を要します。

料金の支払い義務については、卸サービス約款の規定を準用し適用します。

16 工事費の支払い義務

契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消（以下、この条件において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は別紙料金表に定める工事費を負担していただきます。

17 契約者の切分責任

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理の請求をしていただきます。

前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社又は特定事業者の係員を派遣した結果、故障の原因

が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

18 免責

当社は、本サービスに係る設備、その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

当社は、本約款又は卸サービス約款等の変更により、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担いたしません。但し、卸サービス約款の定めるところにより NTT の負担とされている部分に限り負担します。

19 反社会勢力に対する表明保証

契約者は、本サービス利用契約締結時および締結後において、自らならびにその役員又は従業員が、暴力団又は暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

契約者又は契約者の役員もしくは従業員が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなくサービス利用契約を解除することができるものとします。

反社会勢力に属していること又は、過去に反社会勢力であったことが判明した場合。

反社会勢力が経営に実質的に関与していること。

反社会勢力を利用していること。

反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。

反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為又は、脅迫的言辞を用いたこと。

前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

20 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難な時又は保守することが著しく困難である等、当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。但し、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

21 契約者に係る情報の利用

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社又は当社が指定する事業者（以下、「指定事業者」といいます。）のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、その他、当社、指定業者の本約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

22 サービスの変更又は停止

当社は、当社又は特定所業者の事由等により、本サービスの全部又は、一部を変更又は廃止することがあります。

当社は、前項の定めにより本サービスを変更又は廃止するときは、相当な期間前に契約者に当社が適当と認める方法により表示します。

23 回線基本料金

区分	月額利用料（税込）
坊っちゃん光	5,720 円
坊っちゃん光（坊っちゃん電力同時加入）	5,170 円

機器利用料

区分	月額利用料（税込）
ホームゲートウェイ月額利用料 （ひかり電話あり）	無料
ホームゲートウェイ月額利用料 （ひかり電話なし）	495 円
無線 LAN カード	110 円

24 坊っちゃん光サービス料金表、工事料金表

新規開通工事費

区分		料金（税込）
工事派遣あり	通常 （分割払い）	19,800 円 [初回 1,650 円、2 回目以降 605 円/月×30 回]
	光コンセント有り （分割払い）	7,600 円 [初回 1,100 円、2 回目以降 242 円/月×30 回]
工事派遣なし	（一括払い）	2,200 円

※初期工事の内容によっては工事費が異なる場合があります。

※土日祝の派遣工事は 3,300 円の追加料金が発生します。

※工事費のうち、「基本工事料（4,950 円）」については、夜間/年末年始 6,050 円、深夜 6,600 円を適用します。

※工事費のうち、「基本工事料」以外のその他の工事費については、夜間/年末年始 1.3 倍、深夜 1.6 倍となります。

※時間指定工事費について、9：00～16：00 の場合 11,000 円、17：00～21：00 の場合 22,000 円、22：00～翌 8：30 の場合 33,000 円を基本工事料に加算します。

※工事費の合計額が 31,900 円を超える場合に発生する加算額 3,850 円については基本工事費に加算します。

25 電話基本料金

ひかり電話

区分	月額料金 (税込)
基本プラン	550 円
ひかり電話 A (エース)	1,650 円

初期費用

区分	料金 (税込)
契約事務手数料 (新規)	1,100 円
契約事務手数料 (転用)	2,200 円
契約事務手数料 (事業者変更)	2,200 円

ユニバーサル料金制度

区分	料金 (税込)
ユニバーサル料 (1 回線ごと)	3.3 円

附 則

本規約は、平成 28 年 8 月 1 日より実施します。

本改正規定は、令和 1 年 7 月 1 日より実施します。

本改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日より実施します。